

「第三種郷学」(含翠堂)における公共化の

可能性とその制約条件

——教育費の組織形態を通して——

高 野 良 一

The Possibilities of Public Systematization of 'the Third Type
Go-Gaku' ("Gansuido") and its Historical Limitations

TAKANO Ryoichi

序：今日、国家による教育の組織化に対抗し、その組織化を変革する組織原則として、私事の組織化論が提起されている。この論は、国民による教育の組織化を根拠づける原則として、実際に地域住民の教育組織化の運動を発展させてきている。しかし、この論が組織原則としての正当性を確保するには、次の批判に応える必要があろう。第一の批判は、論理上、西欧近代教育思想の継承として、私事を組織化することにより、組織化された教育（経営組織自体とその機能としての教育事業）が、すべての者の共同利益の実現という公共性を持つとしていること¹⁾ に対してである。同時に、この論が近代の現実を「私立学校の理論としておわ」²⁾ るものとし、組織化された教育における実際の公共化の可能性を不問に付していることに対する批判である。このように論理上のことと現実を峻別した為に、現実における公共化の可能性と、可能性の成否を握る主体における条件とを、私事の組織化論は不問に付してしまう³⁾ ののである。これでは、現実を変革する組織原則としての正当性は保証されないと批判される⁴⁾ のである。第二の批判は、この論が教育と政治の緊張関係を自覚するにしても、政治から教育を切り離し、政治を不問に付することに対してである。全住民の共同利益と称し実質的には特殊利益を実現する政治を変革する（公共化する）という、政治の質の変革を問わずしては、現実に存する政治と教育の緊張関係の変革も望めないとする批判である⁵⁾。

二つの批判は、私事の組織化による公共化の有無、公共化の可能性、組織主体における条件の検討と、政治の質、政治と教育の関係の検討とを求めたものである。この論理上での批判を、日本における私事の組織化の実態で追跡することにより、これら批判の正当性を確認することが小論の課題である。ここでは、国家権力によって教育の組織化が進められる以前にあって、自生的に近代社会が形成された地域における私事の組織化の実態を扱うことにする。この実態分析に最適のものは、①「民衆層の共同出資」②「学校の経営者と教育者との分離」③封建領主に「特別の直接的影響を受けるような保護も、また監督も受けていない」という住民による教育組織化の指標をもつ、「第三種郷学」⁶⁾ であろう。

郷学研究史上では、「第三種郷学」を他の郷学と本質的に区別することはほとんど自覚されてこなかった。‘領主立、官民協力、民間有志立’という形態分類⁷⁾ にとどまり、組織主体の差異の

もつ本質的差異に無自覚なのである。また組織主体に注目するものでも、学制（国家権力による教育の組織化）との連続性把握を意図し、「第三種郷学」に関する先行研究における領主と郷学との関係の不十分な把握を踏襲すること⁸⁾によって、すべての郷学を、封建領主による組織化か、直接には民間有志によるとしても領主がイニシアチブをもって組織化したものと規定している⁹⁾。「第三種郷学」が、学制とは異なる教育の組織化の可能性を孕んでいた歴史的意義は無視されている。だが近年、この歴史的意義を自覚し、住民と封建領主との組織主体別に郷学を類型化したものが現われた。しかしこれも、歴史的展開に即した、主体における条件や政治と教育の関係を検討することなく、ただ異なった事例の類型化にとどまり、現実の組織化の可能性の検討が不問に付されている¹⁰⁾。これらの郷学研究からも、「第三種郷学」の実態を、二つの批判点に基づき歴史的展開に即して究明することが求められていると言えよう。

そこで、小論は大阪平野郷町の含翠堂を素材とする。これまで、含翠堂は津田秀夫氏と竹下喜久男氏を中心に研究されているが、両氏は次の点で不十分である。津田氏は、先の「第三種郷学」の①、②という住民の私的組織による教育組織化の指標をもって、含翠堂を「公的教育」¹¹⁾と規定される。それは、学制以前に「国民の教育権」を実体化した公教育（住民による教育の公共組織化）の端緒形態を検出する意図¹²⁾からである。しかしこの規定は、私的組織が公共性をもつ組織へ転化する過程や条件の究明をあいまいにしている。また、竹下氏は、教育費の納入実態に即して、歴史的展開を正当と考える時期で区分されているが、個々の時期の内容規定については問題が残る。小論の形成期に当るものを「七名家を中心とする学問所」、確立・維持期を「一般郷民が経営に参加する郷学」とされたことは、組織実態と主体における条件の把握の点で問題になる。更に衰退・解体期を「官学的郷学」とされたこと¹³⁾は、政治と教育の関係の把握の点で問題となるのである。

小論は、これらの問題点を実証的に検討していくことになるが、分析手段としては教育費を用いる。教育費は、それを媒介にして教育が「現実の社会諸関係の中に存在している姿を端的に表わす」¹⁴⁾からである。小論の課題である、公共化の可能性は、地域社会における住民と住民、住民とその地域社会での公共的機能をもつ政治権力との関係の中で検討し得よう。また政治と教育の関係は、住民（組織）と政治権力との関係の中で検討できる。このような教育の現実的社会諸関係が、分析枠組としての教育費の組織形態を通して明らかにされることになる。この組織形態は、教育費の納入に当たっての、納入形態・納入方法・納入組織と、納入された教育費が利殖されその利息も教育費とされたことから、貸付運用組織・借用組織・借用方法を含むものとで構成される。そしてこの組織形態を可能にした二つの歴史的条件を分析する。一つは、主体の階層・教育要求の内容・その要求における公共性の有無・主体の政治的性格という主体における条件である。もう一つは、社会組織・政治組織の存在や政治の質等に関わる組織上の条件である。

1. 教育費の社会的組織形態の形成

含翠堂のある大阪平野郷町は、いわゆる「摂津型」地域の在郷町という、近世封建社会の中で、自生的に近代社会を形成した地域的市場圏の中心をなす、半農半商工業都市¹⁵⁾であった。商品作物である綿の生産と加工をする地域の中であって、綿加工とその商取引の場であり、また南大阪における水運上の中継交易地であった。それ故、住民階層も、封建的色彩をおびつつ近代的で都

市的な構成をもった、「商人地主層、商品生産的中農層、小作貧農層」¹⁶⁾という三階層であったのである。

含翠堂の創立（享保2、1717年）に続く、教育費の組織形態の形成期（享保17、1732年迄）は、商人地主層の経済的繁栄の末期で、経済的没落・低迷の潜在的危機が顕在化していく時期であった。含翠堂創立は、この繁栄を物質的基礎とし、商人地主層が危機克服を教育事業として主体的に受けとめて実現したものである。綿作の全国における独占的地位の崩壊、小作人激減に示される小作制解体、大和川付替による中継交易の衰退¹⁷⁾という商人地主層の危機が、繁栄による精神的停滞の中で進む時、その危機克服の社会改革を、精神の自己変革にたくして、商人地主層はこの精神変革を教育要求としたのである。

儒学、特に陽明学は、この教育要求に応えるものであった。当時の盲目的な一向宗の信心と趣味的な連歌会にみられる精神的停滞に対して、陽明学は個人の道徳や人生観を厳しく問い直させると同時に、知行合一の立場から個人の社会生活や社会の現状を実践的に問い直させるもの¹⁸⁾であった。含翠堂事業として、創立後の享保4（1719）年以降取り組まれた、救恤事業¹⁹⁾も実践的な社会現状の問い直しの一つであった。だが、儒学は現状改革的な進歩的側面をもつと同時に、封建体制を前提としてその枠内での支配層による現状改革という反動的側面を持っていた。従って、儒学は住民内部の支配層である商人地主層の教育要求になりえても、この支配層と利益を異にする商品生産的中農層や小作貧農層の教育要求には基本的になり得ないものであった（中農層の教育要求の実証は3で行なう）。それ故、商人地主層側から、「入学の節は貴賤を選ばず」²⁰⁾と階層的制約を課さず、教育事業が全住民階層を対象とすることで、全住民の共同利益の実現を図る経営組織が形成されたとしても、この組織への参加は先の二層にとって要求とはならないのであった。この意味で、含翠堂の経営組織は、実際に全住民階層の参加する公共的組織となる条件を持ち得なかった。

教育費の組織形態が形成されたもう一つの条件は、七名家の頼母子講であった。七名家は、商人地主層の内で、近世前期以来同族意識で結合し、惣年寄という地域社会の政治的支配者になっていた家系²¹⁾である。講は、当初同族意識の維持高揚の為の宗教的集りであったが、同族の経済的没落・低迷に際して、相互扶助組織に転化したもの²²⁾である。この社会組織における掛金という講納入金と運用の形態が、含翠堂の教育費の組織形態の原型となった。また、講が七名家に限定されていたことは、経営組織に全住民階層が参加することを実質的に困難にする条件にもなった。

では、いかに教育費の組織形態は形成されたのであろうか。まず掛金制が納入形態とされた。創立年と次年度は掛金のみであった。その後、借家であった講舎（校舎）の買収²³⁾の為など財政強化策として、寄付という形で掛金納入者が教育費を二重に納入することや、寄付のみの者の経営組織への受け入れが行なわれた。また掛金納入方法は、享保7（1722）分迄、納入者全員が一律定額を納入する義務的なものであった。その後、基金増加による財政安定と各人の負担能力差を考慮して、基本は一律定額としつつも、各人毎の定額納入へと義務性が緩和された²⁴⁾。このように、掛金や寄付という私費で経営されたので、経営組織は私的なものと言える。しかし、それは単に私的で個々分散的なものではなく、納入方法が地域社会の住民の間で組織された社会的性格を持っていた。この性格は、次のような組織が形成されたことからわかる。

納入組織として次第に形成されていくものが同志中であった。享保5（1720）年の記録が、現

存するものでこの名がみえる最初である（「学問所出銀並に出席申候同志姓名」）²⁵⁾。同15（1730）年の記録では、「興立生員」「助力生員」と呼ばれていた²⁶⁾。前者は創立時の参加者であり、後者はその後の掛金や寄付の納入者である。同志は、創立時6名で、徐々に人数が増し15年にはのべ16名となっていた。同志はいづれも七名家を中心とする商人地主層であった。享保5年の記録で「七人出銀仕候」とされた者の6名までが七名家であり、同15年の記録で「興立生員」の6名中5名と、「助力生員」10名中2名が七名家であった。しかし、平野郷在住の商人地主層も、「助力生員」8名の内5名存在していた（残り3名は、講師、他地域の商人地主層で創立者土橋友直の知人と親戚の各1名である）²⁷⁾。

掛金・寄付金の貸付運用組織は、当初友直に担われていたが、その死（享保12、1727年）直前以降、同志の内からおそらく選任された、年行司（後、年行事）に担われるようになった（記録には、この名は享保11、1726年に現われる）²⁸⁾。借用組織は同志中であり、納入組織と一致していた。借用方法は、創立後2年間（友直自ら借用）を除き、平野郷在住同志の1名ないし2名が代表して、年ごとに順番に義務的に借用した²⁹⁾。この方法は、借用組織を階層的に閉鎖したものにするにもなった。以上の納入・借用組織、貸付運用組織と借用方法からも、平野郷町という地域を単位に、商人地主層という特定階層を構成者とする、階層的な閉鎖性をもった社会的組織が形成されたことを知りえよう。

このように社会的組織形態において、私費であったこと、階層的に閉じていたことから、経営組織自体は公共性を持ちえず、政治とも無関係であった。組織が公共性をもつには、全住民階層が組織へ参加することや、その参加を物質的に表現する公費で経営されることが必要なのである。しかし、社会的組織は、機能において、全住民階層を入学対象とする理念から、教育事業を単なる私（納入者）の総和にとどめず、全員に門戸を開くという意味での公共的なものへ転化させる可能性を持っていた。この可能性は無償の入学者の存在³⁰⁾で示されている。だがこれも、組織機能（財政力）の限界や商品生産的中農層以下の層がこの教育事業と経営組織に参加する要求を持たなかったことから、実態では単なる可能性に留まっていたのである。

2. 社会的組織形態の確立とその維持

形成期後半、常勤講師である「留主居役」の雇用（享保13、1728年³¹⁾以後）など、含翠堂の教育事業は活発化していた。一方、商人地主層の経済的没落・低迷の危機は、確立期初頭、享保末（1732、33年）の飢饉³²⁾による小作貧農層の打撃から小作制が衰退し、川付替の商業への影響が顕在化したことから、深刻化していた。この危機の深化が、一層広汎な商人地主層にその危機打開の必要を自覚させ、この必要に応えるものとして、活発化した含翠堂がそれらの商人地主層に映ったのである。

ところで、当時の掛金と寄付の二重払いや一律定額制は、没落・低迷の危機にある同志にとって負担となり、新参加者にとっても参加しにくい納入方法であった。それ故、この義務的な納入方法を改革することが、社会的組織形態確立のために必要となった。と同時に、納入方法を任意なものに改革するには、組織解体を防ぐ為に、経営組織の整備、制度化が必要にもなったのである。

実際、享保18癸丑（1733）年、同志協議により「丑年より相談之上掛金相止申候」³³⁾と、掛金制か

ら寄付制へと変更された。これは納入形態を寄付に一本化し、納入方法も掛金制の継承面を持ちつつ任意とするものであった。納入方法が、一定額納入制であった点は継承面である。例えば有力同志の土橋九郎右衛門の場合、享保19（1734）年から元文1（1736）年まで3年間連続銀25匁、元文4（1739）年から6年間連続50匁であった。しかし、定額制も全員一律でなく各人毎の定額であり、かつその額は固定的なものではなかった。例えば、享保18年の各人の寄付額は、銀30匁が5名、4.3匁が2名、20匁1名と個々様々であった。また土橋を例にとれば、享保18年30匁、次の3年間25匁、その後15匁、30匁と変動した³⁴⁾。以上の納入形態と方法の任意化は、経営組織へ全住民階層が参加するという組織の公共化を可能にする制度であった。

では、納入組織である同志中は全住民階層の参加するものであったのか。確かに同志の数は増加していった。明和9（1772）年の記録では、「興立生員」6名の他に、「助力生員」とそれ以降に参加した者を一括した「後進生員」がのべ25名存在していた³⁵⁾ことがわかる（明和9年度の寄付者も13名³⁶⁾であり形成期より多い）。しかし、この時も「興立生員」6名中5名が七名家であり、「後進生員」も七名家6名と、「助力生員」9名を含めて、全員が苗字をもつ平野郷町の住民支配層であり、ほとんどが商人地主層とみなしうる者であった。例えば、維持期の中後期における有力同志の中瀬九兵衛は、銭屋の屋号をもつ高利貸地主であり、安永9（1780）年「式字御免」天明3（1783）「帯刀御免」同6（1786）年「役付」³⁷⁾（年寄）となった新興住民支配者であった。同じく林市右衛門は、天明3年「式人扶持式字帯刀御免」³⁸⁾となった新興の惣年寄格の家系であった。このように、同志中は商人地主層・住民支配層という階層性をもち、全住民階層の参加するものではなかったのである。

さて、享保18年以降、貸付運用組織である年行事が制度的に確立された。年行事の資格が「百目以上之銀高致寄付」す者とされ、その中で「巡々ニ廻シ可申候」³⁹⁾とされた。実際、確立・維持期の前期（1733年から延享年間・1740年代後半迄）は有力同志の間で年行事が順番に回わされていた。中後期には特定の者の間で回わされ、全期間の統計を取ると土橋家16回、中瀬家21回、林家21回となっている⁴⁰⁾。年行事も寄付額の多い商人地主層に限定され、また当初はこの階層のより広い範囲から選任されたが、後年は更に限定された有力者に特定されるようになったのである。

借用組織は同志中が中核であったが、積極的に利殖を図る為に同志以外にも開放された。例えば、寛保3（1743）年から寛延4（1751）年迄、同志でない桐木昌順が借用し、その他記録に残っている者が3名いる。同志中内での借用方法は、当初3年間は次年度の年行事が義務的に借用し、その後の4年間も基本的に全同志が個々でなかば義務的に借用するものであった。だが同志外借用の定着とともに、その後12年間は借用希望者のみになった。しかし長続きせず、有力同志が個人（土橋）または共同で義務的に借用する方法が復活した⁴¹⁾。共同借用とは、宝暦2（1752）年以降、「七人割預ケ連名手形」（後8名）⁴²⁾を出し、利息支払に連帯責任を負ったものである。

以上の納入、運用、借用組織と借用方法の実態から、経営組織の公共化を可能にする制度が、借用組織の同志外への開放という形で端緒的に実現されたように見える。しかし同志以外の借用者は教育要求に基づいて借用組織に参加したのではなく、この参加は経営組織全体へ及ぶものではなかった。従ってこの参加は組織の公共化にはつながらなかった。また主要な組織の性格は社会的なものであった。寄付という私費で組織され、階層的で、義務的な納入・借用方法により階

層的に閉鎖された組織であったのである。そして中後期には、階層内での特定化や義務的借用方法の復活から、更に一層階層的に閉じた組織となり、商人地主層の没落・低迷とともに、組織形態内部に衰退が生じていったのである。

3. 社会的組織形態の衰退と惣会所・年寄の関与

組織内部の衰退が、寄付者の数と額の減少に表われてきた維持期末期（文政期後半、1820年代後半）の文政13＝天保1（1830）年、「含翠堂大破ニ付皆造建修覆」⁴³⁾の必要が生じた。しかし、経済的没落・低迷の深刻化した商人地主層で構成された同志中には、この必要を満たす財政力は無かった。そこで同志中は惣会所と町村の年寄とへ援助を求めた。この援助は実現したが、私的事業である含翠堂の教育事業に、何故政治権力が関与し得たのであろうか。これを可能にしたものが、惣会所・年寄と含翠堂の政治的性格であった。惣会所・年寄は、封建領主（直接には出先役所）に従属する末端の政治権力という側面だけでなく、住民の利益を実現する側面をも持っていた。この後者の側面は、特定階層の利益を実現する政治性だけでなく、全住民階層の共同利益を実現するという公共性をも含んでいる。この公共性は、組織自体ではなく、救恤事業という組織の機能におけるものであった。救恤事業は、飢饉時に商品生産の中農層をも含む貧窮層を救済する、全住民階層の利益に関わる公共事業であった。惣会所は、当時期の飢饉（天保3・1783年、天保4・1833年）に際して、住民の共同経費（公費）を用いて、この事業を主導的に担うほどの財政力を持っていた⁴⁴⁾のである。

一方含翠堂も、創立時の社会改革理念の実践として救恤事業を熱心におこなっていた。教育事業においては公共性を持ち得なかった含翠堂も、救恤という公共事業を惣会所と共同して担っていたのである。これが、惣会所の財政力の保持とあいまって、含翠堂を惣会所が援助した条件となった。もう一つの条件は、両組織の構成員が実質的に同一で、同志が平野郷町の惣年寄や年寄であったことである。解体過程にあっても、公共的な事と私的な事の区別が未分化であった封建社会⁴⁵⁾において、諸年寄が私的事業である含翠堂の援助に向かうことに矛盾を住民によって自覚されることは無かったのである。

これらの条件により実現した関与形態は、町村年寄の寄付と惣会所の貸付であった。町村年寄の寄付は、天保1年度の全収入（基金総額から前年度繰越金を差引）中、約5%⁴⁶⁾と少額であった。この少額かつ寄付という私費であったことから、含翠堂の教育事業及び事業を担った経営組織も公共化したとは言えない。しかし公共的機能をもつ政治主体の関与は、含翠堂の経営組織に対して、その組織外から公共化という変質を加える契機になったとは言えよう。

惣会所の貸付は、住民の共同経費（公費）によるものであり、教育事業の公共化を可能にするものである。また全収入中約40%⁴⁷⁾に上ったことは、その可能性を大きいものとした。しかし、この貸付は、次年度から26年かけて含翠堂が借入金として完済した事実が示す⁴⁸⁾ように、実質的には公費の使用ではなく、含翠堂の私費の立替に過ぎなかった。従って、経営組織が公費による事業をしたことで、機能上の公共化を実現したとは言えないのである。また、これらの関与がこれ一回で終わったことは、経営組織とその機能が公共化する可能性を失なわせるものであった。

社会的組織形態は、以上の公共化の可能性が実現することが無かったので、衰退を一層進めることになった。この実態をみる前に、衰退を進めたもう一つの条件に触れておく。それは、これ

まで含翠堂の教育事業の担い手であった商人地主層が、経済的没落・低迷により含翠堂を維持できなくなった段階で、新たに漸進的に経済力をつけてきた商品生産の中農層⁴⁹⁾における教育要求の内容と、それに基づく教育の組織化の形態である。「摂津型」地域の堺周辺では、1850年代以降寺子屋が簇生していった（記録では1851年以降）⁵⁰⁾。同様に平野郷町においても、創立年代は不明であるがその頃、習字を中心に教授する寺子屋（中林塾、岡本塾、玄泉塾）⁵¹⁾が存在していた。中農層は、儒学中心の商人地主層とは異なり、商品生産・加工・販売に必要な実学的教養を必要としていたのである。またその必要は個々人に留まり、社会化されることがなく、個々分散的に教師と契約を結ぶので経営組織も生まれなかった。この中農層の条件から、彼らが含翠堂に参加することは基本的にあり得ず、衰退した含翠堂は新たな担い手を持つことができなかったのである。

さて、衰退の進んだことは、寄付制に現われていた。天保1年以降、同志数は維持期の前半期の10～12名に対して、5～7名と半減し、寄付額も一人銀2～4匁と激減した。この寄付も、寄付額を口数で一律定額にするという義務的な納入方法を強化することによって実現したものであった。同志は、維持期と同じ有力同志（土橋、中瀬、林）の他に、七名家2名と2、3名の平野郷町の商人地主層で構成され、しかも固定していた⁵²⁾。年行事も、衰退期（嘉永7、1854年迄の25年間）で、中瀬が断然多く21回も選任されて特定化していた⁵³⁾。借用方法は、基本的に同志全員が借用したことから義務的であったと言える。このように、社会的組織形態の衰退は、同志数や寄付額の減少という量的側面と、同志や年行事の固定化や義務的な借用方法という質的側面に現われていった。このことは、社会的組織がますます階層的に閉鎖して公共性を持ち得ないものになっていったことを示している。

4. 含翠堂による封建領主関与の利用と社会的組織形態の解体

天保1年に続く、嘉永6（1853）年の講舎破損を契機にして含翠堂の財政が枯渇した。社会的組織が衰退していた状態では、同志中内部で財政回復を図ることは不可能に近かった。そこで同志中は封建領主の関与を求めたが、何故天保1年の場合のように惣会所でなかったのだろうか。

その理由の一つは、同志中の政治的性格であった。商人地主層は封建領主によって特権化された地域社会の支配層であり、この支配層は封建領主と敵対する政治権力ではなく、場合によっては封建領主に助力を求めるものであった。例えば、文政10（1827）年の「陣屋御所替」事件⁵⁴⁾における惣年寄・町村年寄の動きがそうであった。事件は、封建領主が領地替えに伴って、平野郷町の出先役所を廃止しようとしたものである。それに際して、諸年寄は郷内治安の維持を継続する為に、これを担っていた封建領主の出先役所の廃止をやめるよう、封建領主に願い出たのである。住民支配層は、自ら独自で不可能な治安維持において、封建領主に積極的に助力を求めているのである。従って、商人地主層、住民支配層からなる同志中も、封建領主に非敵対的で場合によっては助力を求める政治的性格をもっていたのである。

もう一つの理由は、惣会所・年寄の性格である。封建社会の危機が激化し、貧窮層の拡大により救恤事業も規模拡大せねばならず、事業回数も増加せねばならなかったことから、惣会所の財政もゆきづまり事業施行に堪え無くなっていた。もはや惣会所は、事業を主導し得ず、封建領主の事業下請になってしまった（天保7・1836年、嘉永3・1850年の飢饉時）⁵⁵⁾。これは、惣会所が

全住民階層の共同利益を担え無くなったことで、住民に対する強制力の正当性の根拠を失い、惣会所が政治的強制力を失うことを意味していた。この財政的・政治的力量の喪失から、同志中は惣会所に助力を求めたくともできなかったのである。

ところで、封建領主側の関与条件は何であったのか。封建領主にとっても、飢饉による貧窮層の発生とその政治的行動の可能性は、自らの政治支配の危機であり、危機回避の為の救恤事業は不可欠のものであった。それ故、この事業の一端を担っていた含翠堂の存続は、封建領主に必要とされたのである。

封建領主の関与は、まず寄付であった。これは、嘉永6年、領主が銀10枚を寄付し、家臣も寄付したものである（総額銀871.1匁）⁵⁶⁾。領主寄付は、含翠堂の救恤事業に対する褒賞として、下賜米の形で確立・維持期以来なされていた（元文3・1738年、多多忠良の下賜米⁵⁷⁾以後）。しかし、嘉永6年は、この下賜米の他に、先の寄付が加わり金額が多額に上った。また、これらの寄付は、総額が含翠堂存続に必要な額としては少額（寄付総額の7.5%）⁵⁸⁾であったけれども、同志中が「郷内始御懇意之御方々」⁵⁹⁾へ寄付を要請する圧力として有効に働いたものであった。実際、総額銀10貫597.888匁（寄付総額の91.4%）が「御中一統身分相応」⁶⁰⁾の住民から徴収された。このように、嘉永6年の領主寄付は、金額的にもその効力としても、従前に比べて含翠堂に大きな影響を与えたものであったのである。

もう一つの封建領主の関与は、そうして徴収された寄付基金（「新寄付」⁶¹⁾）の運用に際して、封建領主がこの基金の運用責任者になったことである。これは、従来の含翠堂内部だけでの運用に、「御中安心不仕場合も可有」⁶²⁾との郷内住民階層間の対立を背景とした住民の同志中への不信を、封建領主の関与によって擬制的に解消する為であった。従って、この関与は、封建領主がこの基金の貸付を行ない、一年間の収支を年行事から報告を受け、利息を年行事に与えるという形式にすぎなかった。形式的であった事は、収支上の赤字累積の際（万延1・1860年、慶応2・1866年）、含翠堂が願い出るとい形式を踏みつつ、寄付基金を流用して赤字補填したこと⁶³⁾に端的に示されていた。同志中は、自らの寄付で無いものも、主導的に運用し得たからである。

このように、封建領主の関与は、一つは寄付という経営組織外からの政治権力の財政的関与であり、それは経営組織を変質させる契機にはなっても変質そのものではなかった。しかし、もう一つの運用組織への参加という関与は、形式的であって同志中が主導権を持っていたとはいえ、組織自体に政治性を直接もちこむ変質には相違無かったのである。

では、封建領主の関与当時の、社会的組織形態はいかなる状況であったのだろうか。寄付が、解体期の安政2（1855）年以降無くなり⁶⁴⁾、寄付という納入形態は解体した。従って、納入組織であった同志中は、借用組織としてのみ存続した。同志は、衰退期と同じく少数の特定の者であり、借用方法も「同志共拝借」⁶⁵⁾と連帯責任を課す義務的なものであった。このように少数の特定の者に、それも義務的に負担させての運用では、収支上の赤字は増す一方であった。同志中は存続していたものの、その機能は自壊し始めていたのである。

そしてやがて、同志中は機能を停止し解体することになった。含翠堂の教育事業は、平野郷町での学制施行（明治5、1872年）に伴ない、同志中自身で廃止された⁶⁶⁾。これは、商人地主層が封建領主にとってかわった近代国家権力に非敵対的であり、またその教育要求も含翠堂末期の教育に筆道も加わっていたこと⁶⁷⁾からわかるように、本質的に学制の地域での施策と相容れないも

のでは無かったからである。それに社会的組織自体も、その内部に封建領主（これを引き継いだ近代国家権力）の教育組織化の契機とその端緒を孕んでいて、国家権力による教育組織化に対抗的であり得なかったからである。ただし、同志中自体の解体は遅く、明治17（1884）年、含翠堂の財産整理完了時であり、またこの財産整理過程は、組織の自壊を裏付けるものであった。本来同志中の共有物であった含翠堂を、同志協議により土橋家の個人所有物に変更し、含翠堂が社会的組織であることを同志自らが否定した⁶⁸⁾からである。このように、組織自壊の中で、学制という外からの契機により、社会的組織は実質的に解体し、残務整理完了時に完全に解体したのである。

結：教育費の組織形態からみた、含翠堂における私事の組織化の実態は、地域性を持ちつつ、私費により階層的に組織化された社会的組織であり、組織自体は公共性を持たないものであった。この社会的組織は、機能としても、無償入学者の存在という公共化への端緒は持っていたものの、全住民階層の参加が無かったことから、基本的に公共性を持ち得なかった。これから、私事が組織化されただけでは、実際に経営組織とその事業（組織化された教育）は公共性を持ち得ないことがわかる。このことは、私事の組織化論に対する第一の批判の正当性を消極的に確認するものである。

同時に、実際には含翠堂は単なる私的組織に留まらず、地域社会において組織が公共化される二つの可能性を持つものであった。一つは、経営組織を全住民階層へ開放する制度であり、それは組織自体がもった可能性である。もう一つは、公共機能をもつ年寄の関与や惣会所の公費による関与であり、これは組織外から経営組織を公共化する可能性であった。これらの可能性の存在こそが、第一の批判の正当性を積極的に確認するものであった。

また、商人地主層の儒学教養という教育要求が、一方で教育の社会的組織とその公共化の可能性を創出し、他方でこの層の没落・低迷に際して、組織を衰退させその可能性を否定する要因となった。そして、没落・低迷した商人地主層にかわるべき商品生産の中農層は、実学的な教育要求をもち、この要求は商人地主層のものとは相容れなかった。従って、中農層は寺子屋という別組織を創ることになり、含翠堂は衰退しその公共化の可能性も断たれたのである。このような対立する二つの教育要求（主体における条件）の解明は、公共化を可能とする条件を究明せねばならぬとした第一の批判について、可能性を阻んだ条件の解明という逆の形で、その批判の正当性を積極的に確認したものである。

更に、惣会所が公共事業である救恤事業を機能として担えなくなり、惣会所組織の公共化を実現し得なくなった事は、教育の経営組織が公共化されなかったこととあわせて、教育が自主的でありつつ、公共化された政治と積極的な関係を創出することを実現し得なかった要因となった。実態は逆に、惣会所組織の公共化の可能性が断たれた段階で、経営組織の担い手であった商人地主層が、封建領主をその組織の一部に組み込むことにより、否定的な政治と教育の関係を創出することになった。ここで否定的とは、封建領主を組織内に導入することで、地域社会段階の教育の公共的組織化を阻止し、国家権力が教育の組織化を支配することを許したことで、住民の共同利益を担えない国家権力という政治に、教育の経営組織が従属させられる要因を作ったことの二つを指している。従って、この実態をいわば否定的媒介として、私事の組織化の現実における、

政治の質と、政治と教育の関係を問わねばならぬとした、第二の批判の正当性は確認され得るのである。

註

- 1), 2) 堀尾輝久「教育の私事性について」(『教育』No. 135 国土社 1961年) p. 28.
- 3) 同上。堀尾氏も「階級的視点」は問題にされている。
- 4) 例えば神山正弘(東京大学教育行政研究会『教育行政論集』第一号 1978年) p. 7。
- 5) 黒崎勲「公教育費論の構造」(『東京大学教育学部紀要』15巻 1975年) p. 211~222。
- 6) 津田秀夫『近世民衆教育運動の展開』御茶の水書房 1978年 p. 65~67, 96, 97。
- 7) 石川謙『近世の学校』高陵社書店 1957年 p. 159。
- 8) 津田氏が、領主による含翠堂の「公認・公許」をもって郷学の変質とされることから、変質郷学を封建領主に組織化されたものと同質視された(石島庸男「郷学分校から小学校への移行」『山形大学紀要(教育科学)』第5巻第4号 1973年 p. 335, 336)。しかし「公認・公許」は直ちに組織を変質させない。安永3(1774)年の免租処置という「公認」(津田前掲6) p. 250, 251)は、小論の実証をみれば潜在的な変質の契機であったと言える。
- 9) 石島庸男「郷学校の組織化過程よりみたる教育近代化の前提」(『教育学研究』第31巻第3号 1964年) p. 34。
- 10) 森川輝紀「郷学論考(一)」(『埼玉大学紀要 教育学部(教育科学・II)』第24巻 1976年) p. 27~31。
- 11), 12) 津田前掲6) p. 95, 97。
- 13) 竹下喜久男「含翠堂の経営」(大谷女子短期大学『紀要』第13号 1970年) p. 12。
- 14) 黒崎前掲5) p. 212。
- 15) 「摂津型」については津田秀夫「封建社会解体期の農村経済」(歴史学研究会『明治維新史研究講座』第一巻 平凡社 1958年) p. 173以下。同『近世民衆運動の研究』三省堂 1979年 p. 170~171。在郷町については、原田伴彦『日本封建都市研究』東京大学出版会 1957年 p. 481~483, 497~498。
- 16) 高尾彦「摂津平野郷における綿作の発展」(史学研究会『史林』第34巻1・2合併号 1951年) p. 4, 5。
- 17) 同上 p. 13, 14。津田秀夫「後期封建社会に於ける平野郷町の人口の変遷」(大阪歴史学会『ヒストリア』2号 1951年) p. 29~31。
- 18) 津田前掲6) p. 117~121, 133~136。
- 19) 同上 p. 233。
- 20) 「壁書」(『平野郷町誌』1931年) p. 186。
- 21) 七名家とは、土橋、末吉、辻葩、成安、井上、三村、西村である(同上 p. 55, 津田前掲17) p. 42)含翠堂の有力同志である土橋は薬種商で地主(津田前掲6) p. 140, 156)。末吉は商人で大地主(『郷町誌』p. 60, 61)。辻葩は、町にすむ大地主(高尾前掲16)p. 4)。
- 22) 竹下喜久男「含翠堂の前提」(『紀要』第12号 1969年) p. 6, 7。津田前掲6) p. 113~115。
- 23) 竹下前掲13) p. 2。購入は享保11(1726)年(『平野含翠堂史料』清文堂出版株式会社 1973年) p. 10。
- 24) 以上の分析は、「含翠堂手簿」(同上『史料』p. 1~20)による。
- 25) 三輪執斎「平野学問所之事」(『日本倫理彙編』巻2 1901年) p. 442~445。
- 26) 土橋宗信「含翠堂記」(『史料』p. 326, 327)。
- 27) 津田前掲6) p. 140, 156~158, 166~168。森繁夫『含翠堂考』1937年 p. 47~49より分析。
- 28) 『史料』p. 11。他に p. 14, 16, 19。
- 29) 「含翠堂手簿」(『史料』p. 1~20)。
- 30) 25)に同じ。
- 31) 『史料』p. 13, 津田前掲6) p. 171, 172。
- 32) 津田前掲6) p. 242~250。
- 33) 『史料』p. 21。
- 34) 「含翠堂手簿」(『史料』p. 21~43)より集計。

高野：「第三種郷学」（含翠堂）における公共化の可能性とその制約条件

- 35) 「摂州平野学校興立次第」（土橋家文書，大阪大学国史学研究室蔵，同付属図書館『含翠堂（土橋）文庫目録』1971年の資料番号 O5）。
- 36) 『史料』p. 94, 95。
- 37), 38) 「惣会所日録」（『目録』資料番号 D13），津田前掲6） p. 237～238。
- 39) 「含翠堂年行事巡番覧」（土橋家文書 竹下氏筆写）。
- 40) 同上より集計。
- 41) 「含翠堂手簿」（『史料』p. 20～59）より分析。
- 42) 同上 p. 61, 63, 66等。
- 43) 同上 p. 105。
- 44) 津田前掲6） p. 254～256, 259～262。『郷町誌』p. 192, 193。
- 45) 拙稿「公教育形成期における町役の二面的性格の関連構造」（関西教育行政学会『教育行財政研究』第7号 1979年）p. 19～21。
- 46), 47) 「含翠堂手簿」（『史料』p. 105）より算出。
- 48) 同上 p. 108～173より集計。
- 49) 高尾前掲16） p. 15～19。
- 50) 『堺市史』続編第六巻 1976年 年表p. 40～42。
- 51) 『町郷誌』p. 195～196。
- 52) 「含翠堂手簿」（『史料』p. 108～153）より集計。
- 53) 39) より算出。
- 54) 「乍恐以書付御願奉申上候」（『覚帳』天保，杭全神社蔵）。
- 55) 津田前掲6） p. 263, 264, 269。嘉永3年は含翠堂寄付の形式だが，その分を領主が堂へ寄付しており実質は領主主導。
- 56) 同上 p. 155。「乍恐以書奉願上候」（土橋家文書 嘉永7年 竹下氏筆写）。
- 57) 『史料』p. 229。以後は「含翠堂手簿」。
- 58) 同上 p. 155より算出。
- 59) 「寄付帳」（同上 p. 227）。
- 60) 56)に同じ。なお竹下氏が「郷中の寄付」（『紀要』第13号 p. 10）とされたものは，救恤事業に対する領主の褒賞と考えられる（「覚」土橋家文書 竹下氏筆写）。
- 61) 『史料』p. 155他。
- 62) 56)に同じ。
- 63) 「年々諸勘定書上控」（『史料』p. 178, 179, 193, 195）。
- 64) 同上 p. 159～198より分析。
- 65) 同上 例えば p. 163。
- 66) 津田前掲6） p. 290。
- 67) 同上 p. 291。
- 68) 土橋保愛「含翠堂事件記」（『目録』資料番号 O6）。
- * 枚数の関係で原資料・統計は掲載しませんでした。資料については，大阪大学国史研究室と竹下喜久男先生に大変御世話になりました。紙上で御礼申し上げます。

（本研究科博士後期課程）